

# 令和6年度 核燃料サイクル工学研究所 安全衛生管理方針

## 1. 安全確保を最優先とする。

- (1) 上級管理者（所長、部長）による安全確保への取り組みを強化（安全意識の表明と率先垂範、課題の把握等）する。
- (2) 現場を重視（三現主義）し、現場力（現場が自らの意思で進化しようとする力）の強化のための課長クラスを中心としたミドルアップダウン活動を推進する。
- (3) 初心者、ベテランを問わず全ての従業員\*一人ひとりが基本に立ち戻って、リスクに対する感受性を高め、リスクの低減と不安全行為の撲滅を目指した保安活動を推進する。
- (4) 全ての従業員\*が、高度な注意義務を負っていることを自覚し、リスク発生時の対策をあらかじめ想定することによる先手のリスクマネジメントにより、影響の最小化及び対応の迅速化を図る。
- (5) 安全確保を最優先に資源を最大限に活用する。

## 2. 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。

- (1) 自らの業務に関連する法令及びルールを把握し、規律ある職場づくりを推進する。
- (2) 規則、要領（マニュアル）等について、関連する法令等への適合性の確保、実行性の確認及び必要な改善を行う。
- (3) コンプライアンス意識向上のための教育を徹底する。

## 3. 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。

- (1) 上級管理者（所長、部長）等と現場の課題等の情報共有及び相互理解を推進する。
- (2) 仲間を尊重し、風通しの良い職場環境をつくる。
- (3) 速やかな「報告、連絡、相談」（普段と違う状況、課題、改善事項等）を徹底する。
- (4) 請負企業との協働による保安活動に取り組む。

## 4. 健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。

- (1) 心身両面にわたる健康管理を推進する。
- (2) 過重労働による健康障害の防止対策を徹底する。
- (3) 「快適職場づくり」を目指した活動を推進する。

令和6年11月1日  
核燃料サイクル工学研究所長

※：全ての従業員とは、機構と雇用関係にある者及び年間請負契約等に基づき機構の業務に従事する者をいう。  
・安全衛生管理方針について、11月1日組織改正に伴い「センター」を「部」に変更する（方針内容の変更はない）。